第二千七百五号

日

平成二十九年

六月十五日

木

曜

兀 指定道路の延長 五十五・五〇メートル

公 告

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

とおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、 民情報センターに備え置いて縦覧に供する。 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により、 山梨県県 次の

平成二十九年六月十五日

·四二九

山梨県知事 後 藤

斎

申請のあった年月日 平成二十九年六月二日

びにその定款に記載された目的 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

- 1 名称 特定非営利活動法人山梨県防犯設備士協会
- 2 代表者の氏名 保坂美吉

○第九十回(E

(平成二十九年度)

山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実

○身体障害者を対象とした平成二十九年度山梨県職員採用選考試験の実施

四四二

·四三五

公安委員会

用試験及び小中学校事務職員採用試験の実施について○平成二十九年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職職員採

人事委員会

空元 ·四二九

四三〇

公

告

示

目

次

- 3 主たる事務所の所在地 廿一内 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地株式会社センティス
- 4 目的とする。 じて県民の防犯意識の高揚を図り、 全で信頼できる防犯機器・防犯設備の普及を促進するとともに、地域安全活動を通 定款に記載された目的 この法人は、山梨県民に対して、警察と協働してより安 地域の安全で安心な町づくりに寄与することを
- 縦覧期間 平成二十九年六月七日から同年七月七日まで

三

告 不

○一般競争入札について…………………………………………………………四五一

○信号機の設置等交通規制の告示の一部改正………………………………………四四七

山梨県告示第百九十六号

北支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県中北建設事務所(峡 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路

平成二十九年六月十五日

山梨県知事 後 藤

斎

指定の年月日 平成二十九年六月九日

指定道路の位置 南アルプス市野牛島字西ノ神二千六百二十五番九

指定道路の幅員 最大幅員六・二三メートル 最小幅員六・〇〇メート ル

> 特定非営利活動法人の設立の認証申請

ンターに備え置いて縦覧に供する。 n 特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、 山梨県県民情報セ 次のとお

平成二十九年六月十五日

山梨県知事 後 藤

斎

申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

申請のあった年月日 平成二十九年六月五日

びにその定款に記載された目的 1 名称 特定非営利活動法人ウキウキスタディ教室

2 代表者の氏名 保坂恵己

几 九

県 公 報 第二千七百五号

Ш

梨

平成二十九年六月十五日

- 3 主たる事務所の所在地 山梨県甲府市落合町五十九番二号
- かな社会の実現に寄与することを目的とする。 る。また、学校や行政との連携を行い、健全な青少年の育成と明るく心豊かな穏や する事業を行う。また、教職を目指す大学生に対し、擬似体験となる支援の場とす 定款に記載された目的 この法人は、小中学生に対し、学習、子育ての支援に関

代表取締役 矢野博丈 株式会社大創産業 代表取締役

白土孝

- 三 縦覧期間 平成二十九年六月七日から同年七月七日まで
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

告し、及び縦覧に供する。 あったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出が

平成二十九年六月十五日

届出者

山梨県知事 後

藤

斎

三

代表取締役 代表者の氏名 代表取締役 株式会社オンザサミット 氏名又は名称及び法人にあっては 保坂東吾 小田切常雄 住所 山梨県甲府市後屋町三百六十三番地

届出の概要

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 名称 グリーンタウン甲府東
- 所在地 山梨県甲府市向町字蛭田百二十三番一外
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては代表者の氏名

3 変更の年月日 平成二十九年四月二十四日

株式会社クリーンサービス

山梨県甲府市和戸町千二百十九番地四

代表取締役

塩川健次

株式会社シューマート

長野県長野市稲里町中氷鉋四百五十八番地

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

代表取締役

功刀鉄也

四 センター 縦覧場所 届出年月日 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 平成二十九年五月十二日 山梨県県民情報

縦覧期間 この公告の日から平成二十九年十月十六日まで

人事委員会

び小中学校事務職員採用試験の実施について 平成二十九年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、 資格免許職職員採用試験及

小中学校事務職員採用試験を次のとおり実施する。 平成二十九年度山梨県職員採用試験 (高校卒業程度)、 資格免許職職員採用試験及び

平成二十九年六月十五日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 也

1 試験職種及び採用予定人員等

試験区分	試験 職種	採用予 定人員	職務内容
	行 政	3名程度	県の各機関に勤務し、一般行政事務に従事する。
高校卒業程度	警 察 行 政		
	土木	1名程度	主に道路、河川、都市計画等の事業に関する企画、 設計、施工管理等の業務に従事する。
資格免許職職員	理 学療法士	1名程度	あけぼの医療福祉センター等に勤務し、理学療法 に関する専門的業務に従事する。
小 中 学 校事 務 職 員	学 校 事 務	16名程度	県内の公立小中学校に勤務し、一般事務に従事す る。

※ 採用予定人員は、変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

試験区分	試験職種	年齢・資格・免許	
	行 政		
高校卒業程	警察行政	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者	
	土 木		
資格免許職職 員	理学療法士	昭和63年4月2日以後に生まれた者で、理学療法士の免許取得者 又は平成30年において最初に実施される理学療法士国家試験に より当該免許取得見込みの者	
小中学校 事務職員	学校事務	昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者	

- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
 - ア 日本国籍を有しない者(理学療法士は除く。)
 - イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることが なくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その 他の団体を結成し、又はこれに加入した者
 - ※ 理学療法士のうち、日本国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への 参画に携わる職以外の職に任用される。

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日 平成29年6月30日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成29年8月7日(月)から平成29年8月28日(月)まで(土曜日及び 日曜日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成29年8月28日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる場合

平成29年8月7日(月)から平成29年8月21日(月)まで

(3) 受付時間

・ 午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、期間中常時受付。ただし、平成29年8月21日(月)は、午後5時15分までに受信したものに限り受け付ける。)

4 試験日及び試験会場

- F (3)(11/2C)	10000000000000000000000000000000000000	
区分	試 験 日	試 験 会 場
第1次試験	平成29年9月24日(日) (受付時間) 午前8時30分から午前9時まで	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)
	平成29年10月15日(日) (適性検査、作文)	山梨学院大学 (甲府市酒折二丁目4-5)
第2次試験	平成29年10月28日(土)~ 平成29年10月29日(日) のうち指定する1日(個別面接)	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)

5	試験方法
U	ローレックス ノノ 1人

	下での大ノノゴム			
区分	試験種目	配点	内	容
	教養試験 【試験時間120分】	土木 以外 40点	及び学校事務職員については高等 ついては短期大学卒業程度の五版	職及び知能について、高校卒業程度 等学校卒業程度、資格免許職職員に 支選択式による筆記試験を行う。
第1次試験		土木 20点	・出題数は50題とする。 【出題分野】 社会科学、人文科学、自然科 推理、資料解釈	学、文章理解、判断推理、数的
	専門試験 (土木のみ) 【試験時間120分】	土木 のみ 20点	る高等学校卒業程度の筆記試験を ・出題数は40題とする。 【出題分野】 数学・物理・情報技術基礎、	能力等について、五肢選択式によ を行う。 土木基礎力学(構造力学、水理 計、測量、社会基盤工学、土木
第	人物試験 60点		公務員として職務遂行に必要 かについて、適性検査を行う。	な素質及び適性を有するかどう
2 次 試			表現力、積極性、創造性等につ	いて、個別面接(2回)を行う。
験	作文試験 【試験時間60分】	20点	文章による表現力、構成力等に う。	こついて、記述式による試験を行
資格調査			受験資格の有無、申込書記載事	項の真否について、調査を行う。

- ※ 第1次試験は活字印刷文(活字の大きさは10ポイント)により出題する。ただし、行政については、受験者(視覚障害による身体障害者手帳の交付を受けている者に限る。)の事前申出により、別途拡大文字(大きさは12ポイント)で印刷された試験問題を使用することができる。
- ※ 第1次試験合格者は、教養試験の得点(土木の場合は、教養試験及び専門試験の合計得点)の 高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験の合計得点の高い順に決定する。ただし、次の 表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区	分	試験種目	基準		
第1次試験		教養試験	得点が配点の3割未満の場合		
第15 	人时间火	専門試験(土木のみ)	得点が配点の3割未満の場合		

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

- ※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2次試験・人物試験の得点により合格者を決定し、なおも同点の場合は、第1次試験の得点により合格者を決定する。
 - 6 合格者の発表
 - (1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 平成29年10月 6日(金)

イ 最終合格者発表 平成29年11月 6日(月)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者 には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、高校卒業程度及び小中学 校事務職員の場合約155,700円、資格免許職(理学療法士)の場合約187,000円 である(平成29年4月1日現在)。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- 資格・免許を必要とする試験職種にあっては、所定の期日までに資格・免許を取得でき ない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験及び専門試験の例題及び正答番号並びに作文の課題の出題例は、山梨県ホームペー ジに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 受験の際には、「平成29年度山梨県職員採用試験(高校卒業程度)、資格免許職職員採用試 験及び公立小中学校事務職員採用試験案内」で詳細について必ず確認すること。

山 梨 県 公 報 第二千七百五号 平成二十九年六月十五日	少是人事委員会 少是一个是一个也	平成二十九年六月十五日する。	第九十回(平成二十九年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験を次のとおり実施の 第九十回(平成二十九年度)山梨県警察官A及び警察官B採用試験の実施について―――――――――――――――――――――――
四三五			

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	区分		採用予定人 員	職務内容
	男性		10名程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯
警察官A	男性/ 武道指導	柔道又は 剣道	2名程度	罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、 交通の取締りその他公共の安全と秩序の 維持の任務に従事する。
	女性		2名程度	
警察官B	男性		23名程度	上記のほか、警察官に対する柔道又は 剣道の技能指導等の業務にも従事す
言宗日 D	女性		6名程度	る。

※採用予定人数は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

ア 年齢、性別、学歴及び勤務開始日

試験職種	区分		年齢及び性別	学歴	勤務開始日	
	男性		昭和59年4月2日以後 に生まれた男性	学校教育法による大学(短期 大学を除く。)を卒業した者		
警察官A	男性/ 武道指導	柔道又は剣道	昭和59年4月2日以後 に生まれた男性	若しくは平成30年3月まで に卒業見込みの者又は人事委 員会がこれと同等以上の学力		
	女性		昭和59年4月2日以後 に生まれた女性	があると認める者	平成30年 4月1日	
#16.25.2	男性		昭和59年4月2日から 平成12年4月1日まで に生まれた男性	警察官Aの学歴要件に該当し		
警察官B	女性	Ė	昭和59年4月2日から 平成12年4月1日まで に生まれた女性	ない者		

- ※ 「これと同等以上の学力があると認める者」の例
 - ・気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)、海上保安大学校本科、防衛大学校等を卒業した者又は卒業見込みの者
 - ・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構(旧独立行政法人大学評価・学位授与機構を含む。)から学士の学位を授与された者又は授与される見込みの者
 - ・外国における大学等を卒業(通算修学年数が16年以上となるものに限る。)した者又は 卒業見込みの者
- イ 警察官A (男性/武道指導) を受験する者については、上記アの受験資格のほかに、次のいずれ かの要件を必要とする。
 - (ア) 柔道については、公益財団法人全日本柔道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して 行う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する 者又は公益財団法人講道館の柔道三段以上の段位を有する者
 - (イ) 剣道については、一般財団法人全日本剣道連盟若しくはこれに加盟する団体が主催して行 う全国的な競技会若しくはそれに相当すると認められる競技会に出場した経験を有する者 又は一般財団法人全日本剣道連盟の剣道三段以上の段位を有する者
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げる競技会へ出場するための予選会において、当競技会への出場権を 得た者

- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
 - 日本国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法第16条に該当する者(次のいずれかに該当する者)
 - ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなる までの者
 - ・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の 団体を結成し、又はこれに加入した者
 - 3 試験案内の配布及び受付期間等
 - (1)試験案内配布開始日 平成29年6月30日(金)
 - (2) 受付場所、受付期間及び受付時間

(2) 文自勿问, 文自为向及 (2) 至自							
区分	受付場所 •送付先	受付期間	受付時間等				
持参	山梨県内 各警察署	平成29年7月24日(月)から 平成29年8月18日(金)まで (土曜日、日曜日を含む。)	午前8時30分から午後5時15分				
		平成29年7月24日(月)から 平成29年8月18日(金)まで (土曜日、日曜日を含む。)	まで				
郵送	山 梨 県警察本部警務 課	平成29年7月24日(月)から 平成29年8月18日(金)まで	平成29年8月18日(金)まで の消印のあるものに限り受け付ける。				
インターネット	音 務 硃	平成29年7月24日(月)から 平成29年8月10日(木)まで	平成29年8月10日(木)の午後5時 15分までに受信したものに限る。 〔期間中常時受付〕				

4 試験日及び試験会場

<u>4</u> p	() () () () () () () () () ()				
区分	試 験 日	試	験	会	場
第1次試 縣		(甲系		院大学	
	平成29年10月7日(土) (集団面接)	(甲府		災新館 内一丁	
第2次試験	1 // = - 1 /4 - 11 (11/			守キャン 四丁目	
第3次		(甲府		製病院 三丁目1	1-16)
試験	平成29年11月18日(土)~11月19日(日)のうち指定する1日(個別面接)			災新館 内一丁	

第二千七百五号 平成二十九年六月十五日

	式験方法 <u></u>	ı	
区分	試験種目	配点	内
		40点 (警察官A (男性/武 道指導)は 20点)	
第 1 次	資格加点	武道 5点 英語 5点	警察官の職務遂行に有用な資格等の所有者に対し、加点を行う (別掲1)。※男性/武道指導は除く。
試験	警察官A(男性		(a) のみ実施
例	言宗日ハ(カ)	工/ 风 炟 1日 🕆	#/ いか天旭 │ 武道指導に必要な技能を有するか否かについて、実技による試験
	実技試験	20点	を行う。 【実技内容】 ・課題技を与える基本的技能 ・試験係員を相手に試合形式で行う実践的技能
	身体検査(1回目)	_	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う (検査項目別掲2)。
	人物試験	20 点	社会性、積極性、表現力等について、集団面接を行う。
	警察官A(男性	生/武道指導	算)は除く。
第 2	身体検査(1回目)	_	職務遂行上必要な身体的条件を満たすか否かについて、検査を行う(検 査項目別掲2)。
次試験	体力試験 20点		職務遂行上必要な体力について、実地試験を行う。 ○文部科学省スポーツ・青少年局が定める新体力テスト実施要項に基づき実施する。【試験項目】 握力、上体起こし、長座体前屈、反復横とび、20mシャトルラン(往復持久走)、立ち幅とび〇公益財団法人日本体育協会が定める運動適性テスト実施要項に基づき、一定の基準を満たすか否かについて、実施する。【試験項目】 腕立伏臥腕屈伸
	第1次試験日		
	〔警察官A(医性/武道	指導)の論文試験は、第2次試験日(10月8日)に実施」
	論文試験 (警察官A)	20点	文章による表現力、構成力、課題に対する理解力等について、記述式 による試験を行う。【試験時間】90分
第 3 次	作文試験 (警察官B)	20点	文章による表現力、構成力等について、記述式による試験を行う。 【試験時間】60分
武	第2次試験日	に実施〔会	· と試験職種共通〕
験	人物試験	_	警察官として職務遂行に必要な素質及び適性を有するか否かに ついて、適性検査を行う。
,	人物試験	50点	社会性、積極性、表現力等について、個別面接を行う。
	身体検査 (2回目)	_	胸部疾患、その他の疾病の有無及び職務遂行上必要な身体的条件 を満たすか否かについて、医師による検査を行う(検査項目別掲 2)。
	資格調査		受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について、調査を行う。

(1) 論文試験及び作文試験は、第1次試験日(警察官A(男性/武道指導)においては、第2次試験日)に実施するが、第3次試験として評価するため、第2次試験合格者のみ採点する。 なお、第1次試験日に論文試験又は作文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。

また、警察官A (男性/武道指導) においては、第2次試験日に論文試験を受験しなかった場合、試験を放棄したものとみなし、第2次試験は不合格とする。

- (2) 人物試験(適性検査)は、第2次試験日に実施するが、第3次試験として評価するため、 第2次試験合格者のみ判定する。
- (3) 第1次試験合格者は、教養試験及び資格加点の合計得点の高い順(ただし、警察官A(男性/武道指導)の場合は、教養試験及び実技試験の合計得点の高い順)、第2次試験合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い順、最終合格者は、第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、次の表に掲げる基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

区分	試験種目	(4、口口, 4、101)	基準			
第 1 次 試験	教養試験	・得点が配点の3割未満の場合(警察官A(男性/武道指導)以外) ・得点が配点の2割以下の場合(警察官A(男性/武道指導))				
		①得点が配点の5割未満の場合 ②次の表に掲げる試験項目ごとの基準をいずれか一つでも満たさない 場合				
		試験種目	基	準		
		P. COL IT II	男性	女性		
	 体力試験(腕	握力	37kg以上	21kg以上		
	立 伏 臥 腕 屈伸を除く。)	上体起こし(30秒間)	12回以上	5回以上		
hala - vil		長座体前屈	27cm以上	31cm以上		
第2次 試験		反復横とび(20秒間)	31回以上	27回以上		
		20mシャトルラン (往復持久走)	18回以上	10回以上		
		立ち幅とび	162cm以上	113cm以上		
	体力試験 (腕立 伏 臥 腕 屈伸)	次の基準を満たさない場合				
		試験種目	基 男性			
		腕立伏臥腕屈伸	10回以上	4回以上		

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合は、合計得点が高くても不合格となることがある。

(4) 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、次の順序に 従って最終合格者を決定する。

ア 第3次試験・人物試験(個別面接)の得点の上位者

イ 第2次試験・人物試験(集団面接)の得点の上位者

ウ 第1次試験の合計得点の上位者

- 6 合格者の発表
 - (1) 合格発表日

第1次試験合格者発表 第2次試験合格者発表 最終合格者発表

平成29年 9月29日(金) 平成29年10月20日(金) 平成29年12月 1日(金)

四三九

第

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には 書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載する。

7 給与

採用試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む。)は、大学卒の場合約218,700円、短期大学卒の場合約201,200円、高等学校卒の場合約185,100円(いずれも平成29年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて支給される。

8 その他

- (1) 受験資格のうち、指定日までに学歴要件を満たすことができない者は、採用候補者名簿から削除する。
- (2) 教養試験の例題及び正答番号並びに論文試験・作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームページに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとする。
- (3) 詳細は、「平成29年度山梨県警察官採用試験案内 警察官A(第2回)・警察官B」による。

別掲1 資格加点

(1) 加点の対象となる資格等

職種	区分	加点対象資格等	
	武道	①柔道 2段以上(公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上(一般財団法人全日本剣道連盟認定)	
警察官A(男性) 警察官A(女性)	英語	①実用英語技能検定 2級以上 ②TOEIC(公開テストに限る) 470点以上 ③TOEFL PBT 460点以上 CBT 140点以上 iBT 48点以上 ④国際連合公用語英語検定 C級以上	
	武道	①柔道 2段以上(公益財団法人講道館認定) ②剣道 2段以上(一般財団法人全日本剣道連盟認定)	
警察官 B (男性) 警察官 B (女性)	英語	①実用英語技能検定準2級以上②TOEIC(公開テストに限る) 435点以上③TOEFL PBT 447点以上CBT 130点以上iBT 44点以上④国際連合公用語英語検定	

(2) 加点の方法

武道及び英語のそれぞれの区分において、加点対象資格等を有している受験者の該当資格等について、それを証明する書類(原本及び写し)により確認のうえ、第1次試験得点に一律に加点する。

なお、加点対象資格等は、申込書提出時までに取得済みのものに限り、第1次試験日に当該 資格等について、原本による確認及び原本の写しを提出できない場合は加点しない。

(3) 資格等の確認書類

区分	加点対象資格等	確認書類 (原本及び原本の写し)		
武道	柔道	公益財団法人講道館が発行する柔道段位証書等		
风坦	剣道	一般財団法人全日本剣道連盟が発行する剣道段位証書等		
	実用英語技能検定	合格証明書、PROOF OF EIKEN CERTIFICATION 又は Certificate		
英語	TOEIC	Official Score Certificate 又は Official Score Report (団体特別受験制度 (Institutional Program) のスコアは対象外)		
	TOEFL	Examinee Score Report 又は Test Taker Score Report		
	国際連合公用語英 語検定	国際連合公用語英語検定認定証、合格証明書又は合格証		

別掲2 身体検査項目及び合格基準

15日 乙	分件快重項目及び日					
		合格基準				
検査項目		警察官A (男性)、警察官A (男性/武道指導)及び警察官B (男性)	警察官A(女性)及び警察官B(女性)			
査 体重 4 7 kg以上 1 胸囲 7 8 cm以上		160cm以上であること。 47kg以上であること。 78cm以上であること。 職務遂行上支障がないこと。	150cm以上であること。 43kg以上であること。 			
身体 視力 検		両眼とも裸眼視力が 0. 6以上又はであること。	は両眼とも矯正視力が1.0以上			
	色覚	職務遂行上支障がないこと。				
(2 回目)	聴力	正常であること。				
1)	その他 職務遂行に支障のない身体的状態であること。					

委員長 小 俣 二 也山梨県人事委員会	平成二十九年六月十五日	● 身体障害者を対象とした平成二十九年度山梨県職員採用選考試験を次のとおり実施す● 身体障害者を対象とした平成二十九年度山梨県職員採用選考試験の実施について	山 梨 県 公 報 第二千七百五号 平成二十九年六月十五日

この選考試験は、障害者の雇用の促進等に関する法律の趣旨に基づき、障害者の雇用の促進を図ることを目的として行う。

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職利	重 採用予定人員	職務內容
行	为 1名程度	機関に勤務し、一般行政事務に従事する。

※ 採用予定人員は変更になる場合がある。

2 受験資格

(1) 受験できる者

自力による通勤ができ、かつ、介護者なしに職務の遂行が可能な者で、次の すべての要件を満たす者

- ア 身体障害者手帳の交付を受けている者
- イ 昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者
- ウ 山梨県内に住所を有する者(通学、就労等のため一時的に県外に居住している者を含む。)
- エ 活字印刷文による出題に対応できる者(活字の大きさは12ポイント)又は点字による出題に対応できる者
- (2) 次のいずれかに該当する者は、受験できないものとする。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 地方公務員法第16条に該当する者(以下のいずれかに該当する者)
 - 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けること がなくなるまでの者
 - ・ 山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党 その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験案内の配布及び受付期間・時間

(1) 試験案内配布開始日平成29年6月30日(金)

(2) 受付期間

ア 持参及び郵送の場合

- ・ 平成29年8月7日(月)から平成29年8月24日(木)まで (土曜日及び日曜日を除く。)
- ・ 郵送の場合は、平成29年8月24日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ インターネットによる申込の場合

- ・ 平成29年8月7日(月)から平成29年8月18日(金)まで
- ・ 平成29年8月18日(金)は、午後5時15分までに受信したものに限り 受け付ける。

(3) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで(インターネットによる申込の場合は、 期間中常時受付。)

4 試験の日時及び場所

区分	日時	場 所
第1次試験	平成29年9月24日(日) (受付時間)午前8時30分~午前9時 ※試験は、午後0時30分ごろ終了予定 点字による試験は、午後2時50分ごろ終了 予定	山梨県立大学 池田キャンパス (甲府市池田一丁目6-1)
第2次試験	平成29年10月24日(火)、25日(水) ※両日とも受験する必要があります。	山梨県立あけぼの医療福祉センター (韮崎市旭町上条南割3251-1)

試験方法 5

X	分	配点	内	容
第1次試験	教養試験 (試験時間90分) (点字135分)	60 点	選択式による高等学校卒 出題数は30題とする 【出題分野】	之、自然科学、文章理解、判断推理、
	第1次試験日に	実施		
第2次試験	作文試験 (試験時間60分) (点字90分)	30点	文章による表現力、構 験を行う。	「成力等について、記述式による試
77 2 1) (PA)	人物試験	60 点	表現力、積極性、創造び適性検査を行う。	性、適性等について、個別面接及
	身体検査	職務遂 検査を行		「るかどうかについて、医師による
資格	各調查	受験資	資格の有無、申込書記載事	写項の真否について、調査を行う。

- 作文試験は第1次試験日に実施するが、第2次試験として評価するので、第1次試 **※** 験合格者のみ採点する。なお、第1次試験日に作文試験を受験しなかった場合、試験 を放棄したものとみなし、第1次試験は不合格とする。
- 点字での受験は、教養試験及び作文試験ともに点字による出題、解答となるため、 受験者が点字用の器具を持参することとする。
- **※** 点字による受験は、試験時間及び作文試験の文字数を変更して実施する。
- 第1次試験合格者は、教養試験の得点の高い順、最終合格者は、第1次試験及び第2 **※** 次試験の合計得点の高い順に、それぞれ決定する。ただし、第1次試験の教養試験の 得点が配点の3割未満の場合、不合格となることがある。

なお、他の試験種目にもそれぞれ一定の基準があり、一つでも基準に該当する場合 は、合計得点が高くても不合格となることがある。

※ 最終合格者を決定する際、最終合格ラインに得点が同点の者がいた場合には、第2 次試験・人物試験(個別面接)の得点により合格者を決定し、なお同点の場合は、第 1次試験・教養試験の得点により合格者を決定する。

Ш

- 6 合格者の発表
- (1) 合格発表日

ア 第1次試験合格者発表 平成29年10月6日(金)

イ 最終合格者発表 平成29年11月6日(月)

(2) 合格発表の方法等

各試験の合格発表は、県庁の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、合 格者には書面で通知する。また、合格者の受験番号は、山梨県ホームページにも掲載す る。

7 給与

選考試験に合格し採用される者の初任給(地域手当を含む、高校卒の場合)は、約 155,700円(平成29年4月1日現在)である。

初任給は、学歴その他採用前の経歴等により一定の基準で加算される。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによる。

このほか、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末・勤勉手当等が支給要件に応じて 支給される。

8 その他

- (1) 教養試験の例題及び正答番号並びに作文試験の課題の出題例は、山梨県ホームペ ージに掲載するとともに、山梨県県民情報センターで閲覧等の用に供するものとす る。
- (2) 受験の際には、「平成29年度身体障害者を対象とした山梨県職員採用選考試験 案内」で詳細について必ず確認すること。

Ш

七

Ö

スア県公ル道

園プ南

|(開運隧道ゲー1||田一、〇五〇番4||南巨摩郡早川町を

ト地奈) 先良

ス路車、線両

タバー

月九平 二年成三六二

スル南

告示第六八号 五日 工成二九年六日

年六月

削

除

プア

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十八号

委員会規則第七号) 日から施行することとしたので、 員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された 信号機の設置、 車両の通行禁止、 第四条の規定により告示する。 山梨県道路交通法施行細則 制限その他の交通規制 (昭和四十九年山梨県公安委 (昭和三十五年山梨県公安

平成二十九年六月十五日

別表第

中

几

山梨県公安委員会

員 長 尾 方

恵

七

吉富

田士

告示第六八号 五日 工成二九年六日

九年六月

ンル士線湖士県)ラス(富河道 イバ富士口富

Ŧī. 交天の南 交差点) 天神中条長沢3号線との十字路の七先(町道長沢青柳線と町道南巨摩郡増穂町長沢一三六番地 路道地 文化会館 東 告示第五五号 月 五. 七 H H ___

を

Ŧī. 削 除

兀

告示第六八号平成二九年六月

に改める

別表第三の七〇二の項及び七〇三の項を次のように改める。

七 0 ... 線ル道県 プアスティス 五〇〇メートル) 一本での間(一四、 大)から南アルプス 市芦安芦倉一、六八 下がら南アルプス 大)から南アルプス 大)から南アルプス 大)の間(一四、 大)の目(一四、 大)の目(一回、 大)の目(一回 大)の目(一 大)の目(一 大)の目(一 大)の目(一 大)の く両許ヤ、クス路車 。を可しハシ、線両 一除車、イータバへ 間ま一月年成か三日月九平 で八五一二ら〇五二年成 の時日一九平分時三六二 スル南 プア 告示第六八号 五日 工日 工人年六日 年六月

線

五○メートル)
までの間(一八、四
までの間(一八、四
のように、六八四番

く両許ヤ `ク °を可しハシ `除車 `イし

間ま一月年成か三日 で八五一二ら〇五 の時日一九平分時 南

部

別表第三 一の七一 八の項を次のように改め える。

。を自料車気い出証等自、車者体車、指車、軽ヤ、クスク、型ス路車 、除動電・自るしを確動電車等障、許定両下車 | ハシ、ロマバ、線両 く車池燃動電て掲認車気両乗害身可車、山両、イータバイス大バ、 の時日月九平時日月九平間ま一一年成か一一年成 で七〇九二ら七〇七二

应 の 0) 項を次のように改める。

別表第

甲 府 告月平 宗二成 第五二 第六八号 一九年六

四七

Щ

別表第五の二六七の項の次に次のように加える。

二六八
市道
士の十字路交差点) 甲府市中央二丁目五
く両・(る北 。を軽二車進)除車輪両す
終日
甲府
告示第六八号 一五日 一五日 十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二

別表第六の七の項を次のように改める。

七
削除
甲府
告示第六八号 五日 平成二九年六月一

別表第六の五五八の項を次のように改める。

五五八削除
甲
甲府 平成二九年六月一 田市 平成二九年六月一

別表第六の五七〇の項の次に次のように加える。

五 七 一
市道
の十字路交差点) 田府市中央二丁目三
く両・(る南 。を軽二車進)除車輪両す
終 日
甲府
告示第六八号 五日 平成二九年六月

別表第十の三七四の項を次のように改める。

別表第十の九一一の項を次のように改める。

九一
_
削除
鰍沢
告一平
告示第 一 不成二 九
ハ八早
万月

別表第十の二、六五〇の項を次のように改める。

二、六五〇
削除
吉富田士
告示第六八号 一五日 平成二九年六月

別表第十の五、〇六〇の項を次のように改める。

五、	
○ ○ ☆ ○	
削除	
北杜	
告示第六八号 一五日 平成二九年六月	

別表第十の五、一〇三の項を次のように改める。

五、一	
011	
削除	
北 杜	
告示 第二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二 十二	
八号年六月	

別表第十の五、五二一の項の次に次のように加える。

告示第六八号						
一五日 平成二九年六月	大月	_	先都留市十日市場一、四○○番地	三国 九道 号一	五二八	五、
告示第六八号 一五日 平成二九年六月	吉富 田士	_	一号先二号地一丁目二三番	市道	五二七	五、
告示第六八号 一五日 平成二九年六月	吉富 田士	_	第士吉田市松山四丁目六番九号 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	三国七号一	五二六	五、
告示第六八号 一五日 平成二九年六月	吉富田士	=	〇三五番地三先 南都留郡富士河口湖町小立八、	線津県 小道 海船	五三五五	五、
告示第六八号 一五日 平成二九年六月	鰍沢	四	七番地一先 南巨摩郡富士川町小林一、一〇	町道	五二四	五、
告示第六八号 一五日 平成二九年六月	府南 甲	_	番地二先中巨摩郡昭和町西条一、一六六	町道	五三三	五、
告示第六八号 一五日 平成二九年六月	府南 甲	_	甲府市国母六丁目三番一〇号先	市道	五三	五、
			- T			П

別表第十四の一一五の項を次のように改める。

Ш 别 別表第十 别 別表第十 七 表第十 表第十 三九 几 梨 五 四 八 五. 県 应 应 应 应 三国 市田田県 市 三国 三国 公 一九道号一 0 0 0 0) 一七道号一 道線下道吉新 九道 道 七〇四 一三九 報 四 五沢南先八都 五. 八 0 0 0 0 第 項を次 項を次 項 項を次のように改める。 を次 富五郡 一千七百五号 世紀にいる。 のように改める。 のように改める。 のように改 休地鳴 Æ, 平成二十九年六月十五日 め 七00 六四 九 る $\overline{\circ}$ 八〇 七 除②け原車 く③ん付両 ₋。 。 。 。 。 除②け原車 く③ん付両 ごを引・(除②け原車 く③ん付両 ごを引・(除②け原車 く③ん付両 ごを引・(け原車 ん行両引・ヘ Ŧī. 兀 四 四 兀 \bigcirc \bigcirc \bigcirc 大吉富 月田士 吉富 吉富 吉富 吉富 田士 田士 田士 田士 五年平 日六成二 月二 八告五年平 号示日六成 第 月二 六 一九 一九 別表第十 別表第十六の 別表第十 兀 七 九 \bigcirc 0 \bigcirc 四 六 四 五. 应 应 曽道広根金域 曽道広 根金域 市 市 0) 0) 道 道 八〇三 几 線川農 線川農 七四 削 詰一町~一一笛 点一和都暇 -笛栗 一までの両橋 一、〇一五番地二 一、〇一五番地二 一、八幡香地二 一、八幡香地二 一、八幡一里原一、 点)までの両側 一先(大田和交蓋 が出れ、大田和交蓋 が出れ、大田和交蓋 が開いた。 での両側 0) 0 項及び 九 項、 の項を次のように改め 八 四七五 0 四の項及び八〇五の項を次のように改め 点同番石差道田 ま先米か(山 北地坂詰二分 差地田南 0 項を次のように改め 几 \bigcirc 六八〇 八 Ŧi. 0 除②け原車 く③ん付両 ごを引・(除②け原車 く③ん付両 ごを引・(除②け原車 く③ん付両 ごを引・(。 。 を①) 除② く③ 除②け原車 く③ん付両。 南甲府 る 兀 几 几 几 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \bigcirc 笛 笛 部日笛 笛 三示第六八号 一五日 →成二九年六□ 吹 下吹 Ź 八告五年平 号示日六成 第 月二 六 一九 八告五年平 号示日六成 第一月二 八告五年平 号示日六成 第 月二 六 一九 八号示第-八告五年平 号宗 号宗 第 月二 六 一九 元年六月

第六

兲

Щ
梨
県
公
報
第
_
一千七百五号
Ł
불
旦
力.
문
・平成
成
干
几
年
슴
月
月十
一十九年六月十五日

_													
_			ı				1						
	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	
	九	九二	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
			九	八	七	一六	五五	四四		1 11			九
-	-			, ,									
	市道	町道	町道	町道	線津県 小道	市道	市道	町道	町道	市道	市道	市道	農道
	~				小道 海船	Į				Į			~
	交一富	差路交差点・南海南都留郡富士河口	差路交差点・北海南都留郡富士河口	路交差点・南進東二五七番地先(町南都留郡富士河口	の○南	点番笛	西先笛	・地南 西先巨	路九南	字五北 路番杜	進一甲	の先韮	路番韮
	交一富 差号士 点先言	路六都	路二都	交五都	丁三都	• +H1 /r	進(吹車市市	西先巨	交番巨	路番杜 交地市	車市斐両道市	接一崎	交地崎
	・一田	差番郡	差番郡	点番郡	の丁字路交差点 南都留郡富士河口	西進車両) 地先(市道同一以市御坂町井	両道春	[進車両] [摩郡身]	差地摩点先郡	差四長点先坂	~同富	続国市道道本	路交差点 基崎市穂
	南県市	点地富	点地富	・地富	交地富	車市坂	一同日	両道身	・一富	点先坂	士竹	路二町	• 177
	進退工 車と暮	・二工 南先河	北先河	角光工	左二工 点先河	回担	士居の町	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	· 四県出 進道川	南県大	の新 十田	・〇一 北号丁	北県町進道三
	ル・南進車両) ・東道と市道との田市上暮地一丁ロ	進〔口	進(口車町湖	車町道湖	・西進車と	士之の上		の丁字路で	車町町大町町町	京・南進車両)の町大井ヶ森一、二条町大井ヶ本町大井ヶ本町大井ヶ本町大井ヶ本町大井ヶ本町大井ヶ本町大井ヶ本町大井ヶ本	字五 路六	北進車両) 目一八番二(車と之
	担一 と丁	単門湖 両道町	単門湖 両道町	阿追湖	四県湖 准道町	の上	上 一 と と と と と と と と と と と と と り と り と り と	」不 字井	阿町駅) 道沢	単とケー両市森	路	単合一 両流八	阿農威 一道四
	の自	○同勝	一同小	土小	車と小	五差路五	瓷□	路七	()道沢と一、	道一、	交音	ず番	ا کی ا
	の丁字路	士山の四	士立の三	の立五二	両町立 道八	路九	五差路交差点・国府四〇三番地	交差点番	の、	を二	点地・二	る <u>-</u> た〇	の二
	路番	の四五、	の三、五、	差、	道八と、	交九 差五	・地	[] [] []	丁六 字七	十七	西先	た か め 号	遅車両) 遅と農道との丁字 三之蔵四、三五三
	田富	田富	田富	田富	田富	笛	笛	南	鰍沢	北	韮	韮	韮崎
	士吉	上古	田富士吉	士吉	士吉	吹	吹	部	沢	杜	崎	崎	崎
-						n	<i>n</i> . 	<i>n</i> . 	<i>n</i>	<i>n</i> . 	n	n	
	告一半	告一平 示五成	告示第二九二	告一平 示五成	告一平 示五成	告一平 元五成	告一平 示五成	告一平 示五成	告示第二九年 平成二九年	告一平 示五成	告一平 示五成	告一平 示五成	告一平 示五成
	第日二	第日二	第日二	第日二	第日二	第一九	第日二	第日二	第日二	第日二	第日二	第日二	第日二
	六九年	第六八号二九年六	六 九	六 九	第六八号二九年六	六九年	第六八号	第六八号二九年六	第六八号	六八九年	六八九年	六八九年	六 九
	告示第六八号 一五日 平成二九年六日	第六八号	が第六八号 成二九年六	第六八号	第六八号二九年六	が第六八号 発二九年六 終二九年六	第六八号	が第六八号 発二九年六 発二九年六	八年六	が第六八号 発二九年六1	が第六八号 一位 二九年六1	八年六	第六八号
_	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月

_ 九二二 市道 大月

北進車両) 先(市道同士の丁字路交差点・ 大月市賑岡町強瀬八四一番地二

告示第六八号 一五日 平成二九年六月

一般競争入札について

の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。 ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他 十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネー 次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告に係る入札は、千九百九十四年四月 平成二十九年六月十五日

山梨県警察本部長 近 藤 知 尚

般競争入札に付する事項

借入物品等の名称及び数量 KAIシステム用サーバ 一式

2 借入物品等の仕様等入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成三十年一月一日から平成三十四年十二月三十一日まで

借入場所 山梨県警察本部長が指定する場所

事務を担当する所属 山梨県警察本部警務部情報管理課

三 一般競争入札の参加資格

一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。

2 しない者であること。 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当

3 参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。 に必要な資格等(平成二十九年山梨県告示第百二十九号)の一に定める競争入札に 平成二十九年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者

指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこ この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る

5 みなす。 あっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者と 者が、その者に係る同法第百九十九条第一項の更生計画認可の決定があった場合に されていないこと。ただし、同法第四十一条第一項の更生手続開始の決定を受けた ととされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがな 基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によるこ 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定に

- 6 者に係る同法第百七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあって 定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。 ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その 民事再生法 、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。 (平成十一年法律第二百二十五号)第二十一条第一項又は第二項の規
- 二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。 民事再生法附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十
- 二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってそ の役員が暴力団員でないこと。 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第
- 9 法人税、 地方税、 消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者である
- 10 的としていないこと。 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 13 あること。 められる者を含む。)に次の一から四までのいずれかに該当する者のいない法人で 行する社員、取締役、 役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執 執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認 相談
- 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- った日から起算して二年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくな
- あって、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの 六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者で 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の
- 四 アルコール、麻薬、 大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

兀

- 五八六 報システム企画・指導担当 電話〇五五―二二一―〇一一〇 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県警察本部警務部情報管理課情 郵便番号四〇〇一八
- 2 山梨県の休日を定める条例 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十九年六月三十日 (平成元年山梨県条例第六号)に定める県の休日 (金) までの 。 以 下

- ら午後五時までに四の1の交付場所において交付する。ただし、最終日(六月三十 「県の休日」という。)を除く毎日、)の交付時間は午前八時三十分から正午までとする。 午前八時三十分から正午まで及び午後一時
- 3 入札及び開札の日時及び場所 平成二十九年七月二十八日(金)午前十一時 梨県防災新館二階聴聞室 Ш
- 当 (木)午後四時までに山梨県警察本部警務部情報管理課情報システム企画・指導担 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 (郵便番号四○○一八五八六山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号) に必着するこ 平成二十九年七月二十七日

4

- 5 入札方法 相当する金額を入札書に記載すること。 課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に 数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る 八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の その端
- 6 則」という。)第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。 の行った入札その他山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規 入札条件に違反した者の行った入札、 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行った入札、 入札者に求められる義務を履行しなかった者
- 7 価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。 長が認めた入札者であって、規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部

その他

- 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国
- 2 めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納 これを免
- 3 契約保証金 めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納
- ることの確認を受けなければならない。ただし、最終日 午後一時から午後五時までに四の1の場所に持参し、この入札に参加する資格があ 七月二十一日 に示す入札参加資格を満たすことを証明する書類をこの公告の日から平成二十九年 入札者に求められる事項 (金) までの県の休日を除く毎日、午前八時三十分から正午まで及び この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書 (七月二十一日) に持参す

	_
発行者	山梨県
山梨県	県公報
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二千七百五号
丁目六番一号	平成二十九年六月十五日
印刷所	千五日
株サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
上六番	
	四五四四
	四